

第670回通関協議会（本関地区）

- 1、日 時 平成26年 1月 15日（水） 12時より
- 2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
- 3、議題等（敬称略）

（1）延滞税等の割合の改正について

業務部 鈴木 収納課長

4、その他・連絡事項等

- ・業務部長ご挨拶
- ・政策評価アンケートに係るお願い
業務部 元起 管理課長
- ・通関業監督官からの留意事項
業務部 村林 首席通関業監督官

開催予定日 平成26年 2月 7日（金） 12:00～

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

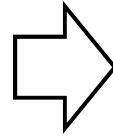
公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

延滞税等の割合の改正について(平成26年1月1日施行)

		本 則	現行の特例 (特例基準割合※1 適用)	改正後の特例 (特例基準割合※2+加算割合を適用) (14.6%については、特例の創設)	平成26年の割合 (財務大臣告示 0.9%)
延滞税	納期限の翌日から2か月を経過する日まで	7.3%	4.3%	【特例基準割合】 財務大臣が告示した割合 0.9% + 1% 【加算割合】 + 1%	2.9%
	納期限の翌日から2か月を経過する日後	14.6%	—	【特例基準割合】 財務大臣が告示した割合 0.9% + 1% 【加算割合】 + 7.3%	9.2%
還付加算金		7.3%	4.3%	【特例基準割合】 財務大臣が告示した割合 0.9% + 1%	1.9%



※1 「(旧) 特例基準割合」：各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合をいう。

※2 「(新) 特例基準割合」：各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における短期貸付けの平均利率(当該各月において銀行が新たに行った貸付け(貸付期間が1年未満のものに限る。)に係る利率の平均をいう。)の合計を12で除した割合(当該割合に0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいう。

<根拠法令>

①関税法

第12条第1項(延滞税の割合)、第13条第2項(還付加算金の割合)、附則(昭29.4法61)第3項(延滞税の割合の特例)、第4項(還付加算金の割合の特例)

②国税通則法

第60条第2項(延滞税の割合)、第58条第1項(還付加算金の割合)

③租税特別措置法

第93条第2項(特例基準割合の定義)、第94条第1項(延滞税の割合の特例)、第95条(還付加算金の割合の特例)

④地方消費税法

第72条の100第2項(貨物割に係る延滞税の賦課徴収)、第72条の104第2項(貨物割に係る還付金の還付)、第72条の106第1項(貨物割に係る延滞税の計算)、同条第2項(貨物割に係る還付加算金の計算)

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

- 〔告 示〕
 - 日本国に帰化を許可する件 (法務四五九)
 - 国際連合安全保障理事会決議に基づき資産凍結等の措置の対象となるリビアのカダフィ革命指導者及びその関係者を指定する件の一部を改正する件 (外務三七五)
 - 国際連合安全保障理事会決議に基づき資産凍結等の措置の対象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件 (同三七六)
 - 租税特別措置法第九十三条第二項の規定に基づき、平成二十六年の同項に規定する財務大臣が告示する割合を告示する件 (財務二九六)
 - 検疫法第八條第四項の規定による検査区域の一部を改正する件 (厚生労働三七一)
 - 検疫法施行令第四条に基づき、調査を行う区域のうち陸域の地域を定める等の件の一部を改正する件 (同三七二)
 - 保安林の指定を解除する件 (農林水産三〇〇五―三〇三〇)

○土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件 (国土交通一一九一)

○宅地建物取引業法の規定に基づき登録講習機関の登録をした件 (同一一九二)

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件 (同一一九三)

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件 (関東地方整備局四九三―四九五)

○道路に関する件 (九州地方整備局二一七、二二八)

○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件 (同二一九)

○都市計画に関する件 (北海道開発局一三七、一三八)

〔人事異動〕

内閣府 最高裁判所

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労働

労働行為の通知の公表について (厚生労働省)

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五條の規定に基づき関係労働者を代表する者の候補者の推薦について (同)

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了 (人事院)

〔資料〕

閣議決定等事項

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、有権者申出方、司法書士懲戒処分、建設業の許可の取消処分関係裁判所

相続

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係

地方公共団体

教育職員免許状失効関係
会社その他

告 示

○法務省告示第四百五十九号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十五年十二月十二日

法務大臣 谷岡 英一

住所 秋田市八幡本町4丁目8番8号
ラトウ・ブヌエリ・コロイセガツラガ・フル・ナツル 昭和61年5月14日生

住所 愛知県瀬戸市平町1丁目56番地
申奈子 昭和30年12月9日生

住所 自由香 昭和59年12月11日生
本由香 昭和59年12月11日生

住所 滋賀県大津市青山3丁目12番4号
徐光輝 昭和36年6月30日生

住所 徳正愛 昭和37年8月18日生
韓正愛 昭和37年8月18日生

住所 札幌市東区伏古1条5丁目5番8号
ジュタツキチ・タイシキ 昭和49年11月5日生

住所 ジュタツキチ・ロチイオン 平成13年9月24日生

住所 富山市西田地方町2丁目10番40―13号
モザシユク・オレクサンダー・ニコライオザイチ 昭和43年7月29日生

住所 東京都港区三田5丁目3番8―205号
ワレッド・ナジブール 昭和58年1月13日生

住所 東京都足立区日ノ出町27番4―412号
蔡千望 昭和61年1月18日生

住所 築俊剛 平成23年5月2日生
蔡俊剛 平成23年5月2日生

住所 静岡県沼津市原町中1丁目11番地4
モハヤド・アムド・アムダ 昭和47年9月16日生

住所 京都市山科区上花山接谷1番地2
ントローハ・ジュボーア・コンスタンチンノフナ 昭和54年7月26日生

住所 北九州市小倉北区金田2丁目12番18―601号
翁慶鶴 昭和38年12月5日生

住所 大阪市天王寺区細工舎1丁目8番2号
焦昇 昭和29年3月10日生

住所 焦英子 昭和30年5月15日生
焦裕之 昭和59年4月16日生

住所 焦光裕 昭和60年12月26日生
焦佳裕 平成7年6月6日生

住所 群馬県桐生市柳田町1丁目246番地1
王麗琪 昭和53年9月5日生

【アール・カーニダと関係を有する団体】
639. アムン・ド・ジャマル・ネットワーク(MJN) (別称: (a)ムン・ド・ジャマル・グループ(AQE))
MUMAMMAD JAMAL NETWORK (M.J.N) (a.k.a: (a)Muhammad Jamal Group (a)Jamal Network)(Abu Ahmed Group (a)Al-Qaida in Egypt(AQGE))

名称: 不明
所在地: エジプト、リビア及びマリにて活動
国連制裁委員会による指定日: 2013年10月21日
その他の情報: 2011年にムン・ド・ジャマル・グループ(AQE)により設立されたテロ及び弾圧組織であり、アール・カーニダ(166. に指定した団体)とアムン・ド・ジャマル・グループ(158. に指定した個人)及びアムン・ド・ジャマル・グループ(562. に指定した団体)とイスマ・ワグヒブ半島のアール・カーニダ組織(173. に指定した団体)の指導者たちとつながりがある。アムン・ド・ジャマル・グループは、エジプトとリビアに複数のテロリスト訓練キャンプを有している。エジプトのシナイ半島にて、武器の獲得、訓練の実行及びテロ集団の設立を行っている。2013年9月時点ではエジプト、リビア及びその他の場所から自爆テロ犯及び外国人観閲員の訓練並びにテロ攻撃の計画を行っている。M.J.Nのメンバーは2012年9月11日のリビア、ソマリランドの米領事館の襲撃に関与していると報じられている。

【アール・カーニダと関係を有する個人】
640. モハメド・ラフマニ (別称: (a)モハメド・エンヌアニ(a)ハッサン(a)ホソソ) MOHAMED LAHBOUS (a.k.a: (a)Mohamed Emouni (a)Hassan (a)Hocine)
称号: 不明
役職: 不明
生年月日: 1978年
出生地: マリ
国籍: マリ
旅券番号: 不明
ID番号: 不明
住所: マリ
国連制裁委員会による指定日: 2013年10月21日
その他の情報: アムン・ド・ジャマル・グループ(629. に指定した団体)のメンバー。

○農林水産省告示第三千七百七十一号
検疫法(昭和二十六年法律第三百一十号)第八條第四項の規定に基づき、検疫法第八條第四項の規定による検疫区域(昭和二十六年厚生省告示第一九十九号)の一部を次のように改正し、平成二十五年十二月二十日から適用する。
平成二十五年十二月十二日
財務大臣 麻生 太郎
年〇・九パーセント

○農林水産省告示第三千七百七十一号
検疫法(昭和二十六年法律第三百一十号)第八條第四項の規定に基づき、検疫法第八條第四項の規定による検疫区域(昭和二十六年厚生省告示第一九十九号)の一部を次のように改正し、平成二十五年十二月二十日から適用する。
平成二十五年十二月十二日
厚生労働大臣/田村 憲久
新北九州空港の項の次に次のように加える。
佐賀空港 空港内エントロン

解除に係る保安林の所在場所 北海道釧路郡月形町九九の五七・一〇〇六の三(以上二筆)として次の図に示す部分に限る。
二 保安林として指定された目的 水源の涵養
解除の理由 省略し、その図面を北海道庁及び月形町役場に備え置いて縦覧に供する。
○農林水産省告示第三千六百六十六号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六條第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年十二月十二日

農林水産大臣 林 芳正
一 解除に係る保安林の所在場所 北海道釧路郡今金町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
二 保安林として指定された目的 水源の涵養
解除の理由 道路用地とするため
三 解除に係る保安林の所在場所 北海道山越郡長万部町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
解除の理由 道路用地とするため
(次の図)は、省略し、その図面を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。
○農林水産省告示第三千七百七十一号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六條第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年十二月十二日

農林水産大臣 林 芳正
一 解除に係る保安林の所在場所 山形県最上郡戸沢村(国有林。次の図に示す部分に限る。)
二 保安林として指定された目的 水源の涵養
解除の理由 道路用地とするため
三 解除に係る保安林の所在場所 山形県最上郡戸沢村(国有林。次の図に示す部分に限る。)
二 保安林として指定された目的 雷崩の防止
解除の理由 道路用地とするため
三 解除に係る保安林の所在場所 山形県最上郡戸沢村(国有林。次の図に示す部分に限る。)
二 保安林として指定された目的 公衆の保健
解除の理由 道路用地とするため
(次の図)は、省略し、その図面を山形県庁及び戸沢村役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第三千六百六十六号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六條第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年十二月十二日
農林水産大臣 林 芳正
一 解除に係る保安林の所在場所 富山県富山市八尾町橋折字藤根六九二・六九一の一(以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。)
二 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
解除の理由 道路用地とするため
(次の図)は、省略し、その図面を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。
○農林水産省告示第三千六百九十九号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六條第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年十二月十二日

農林水産大臣 林 芳正
一 解除に係る保安林の所在場所 福島県いわき市小川町西小川字スズ原一〇五二
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
解除の理由 道路用地とするため
三 解除に係る保安林の所在場所 福島県いわき市川部町大平一七〇三・一七〇四・一八四〇の六
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
解除の理由 道路用地とするため
三 解除に係る保安林の所在場所 福島県いわき市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
二 保安林として指定された目的 潮害の防備
解除の理由 指定理由の消滅
(次の図)は、省略し、その図面を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。

農林水産大臣 林 芳正
一 解除に係る保安林の所在場所 福島県いわき市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
二 保安林として指定された目的 潮害の防備
解除の理由 指定理由の消滅
(次の図)は、省略し、その図面を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。